

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

参考資料1

平成30年度概算要求額: 100百万円(前年度予算額85百万円)

背景

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、新学習指導要領の総則において、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携が示されている。

さらに、ユニバーサルデザイン2020行動計画においては、学校教育における取組として、交流及び共同学習の更なる推進のための取組を行い、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を図ることとなっている。

新小学校学習指導要領(抜粋)

家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

【新小学校学習指導要領解説総則編】

児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供としない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(事業内容)

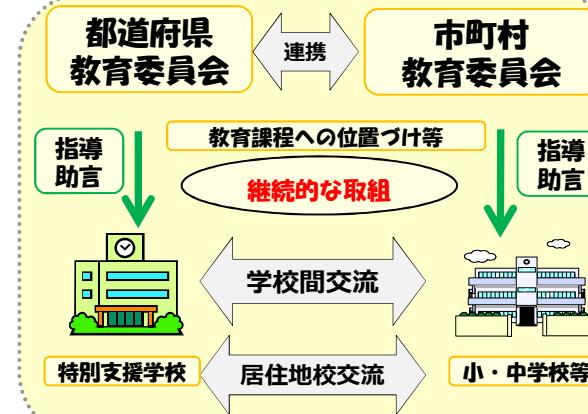
教育委員会が主体となり、交流及び共同学習が域内の全ての学校において、単発的でなく、継続的な取組となることを目標に以下の事業を実施する。

①交流及び共同学習を継続的な取組するために、教育課程への位置づけ等、組織的かつ計画的な取組の在り方の研究

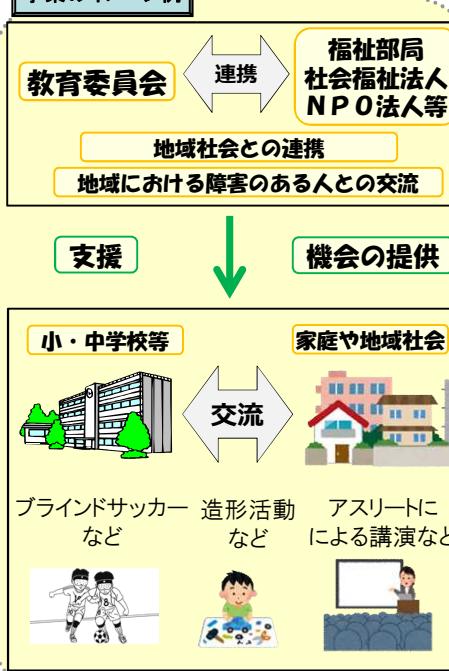
②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究

③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を越えた交流の在り方に関する研究 など

事業のイメージ例



事業のイメージ例



委託先: 都道府県・市町村教育委員会・国立大学法人等(30件)